

藤枝市見守り防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

平成 31 年 3 月

藤 枝 市

目次

1	ガイドライン策定の趣旨	1
2	藤枝市見守り防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（全文）	2
1	目的	2
2	定義	2
3	管理責任者の指定	2
4	見守り防犯カメラ設置の表示	2
5	見守り防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲	2
6	画像データの保存・取扱い	3
7	画像データ等の外部提供	3
8	苦情等の処理	4
9	その他	4
3	4つの事例で理解するガイドラインのツボ	5
	事例 ① 見守り防犯カメラの目的のツボ	5
	事例 ② 見守り防犯カメラ設置のツボ	5
	事例 ③ 見守り防犯カメラ運用のツボ	6
	事例 ④ 見守り防犯カメラデータ提供のツボ	6
4	「管理規程」参考例	7

1 ガイドライン策定の趣旨

藤枝市内の犯罪件数は、この数年間減少が続いています。これは警察署などの関係機関のご尽力の結果であるとともに、自治会・町内会といった地域住民のみなさんの日ごろの防犯活動の成果でもあります。

藤枝市は、そのような自治会・町内会が主体となった防犯活動をさらに支援し、より一層安全で安心な地域作りに協力してまいります。とりわけ、防犯においては、誰かに見られている、又は見られているかもしれない状態が有効と言われていています。そこで、24時間365日稼働する見守り防犯カメラの設置に関して、補助金制度を開始いたしました。

この制度を活用していただき、日ごろの防犯活動に加えてさらに強力な防犯体制を確立されることを期待しています。

もっとも、見守り防犯カメラの設置・運用は、注意しなければならないこともあります。つまり、個人には、自分の容ぼうをみだりに撮影されない保護された利益があります。不特定多数の者を撮影することになる見守り防犯カメラは、設置方法や運用方法を誤るとそのような個人の利益を侵害するものとなってしまいます。地域住民の安全安心を守るための見守り防犯カメラが、地域住民の守られるべき利益を侵害することは本末転倒であり、適切な設置・運用が求められます。

このガイドラインは、そのような地域の安全安心の一層の向上と見守り防犯カメラの適切な設置・運用確保の調和をはかる目的で策定されました。藤枝市は、ガイドラインの内容を十分に理解していただくよう周知することで、適切な見守り防犯カメラの設置・運用を実現するとともに、自治会・町内会の地域防犯活動のさらなる向上をお手伝いしてまいります。

2 藤枝市見守り防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（全文）

1 目的

このガイドラインは、見守り防犯カメラにおける犯罪防止の有効性と、自己の容ぼうや行動等をみだりに撮影されない個人のプライバシーの保護との調和を図ることをもって見守り防犯カメラを設置又は運用する者（以下「設置者等」という。）の適切な管理及び運用を推進することを目的とする。

2 定義

（1）見守り防犯カメラ

見守り防犯カメラとは、犯罪の防止を目的として、公共空間に向けて特定の場所に継続的に設置され、現に撮影するビデオカメラであって、かつ、画像記録機能を有するものをいう。

（2）画像

画像とは、見守り防犯カメラにより撮影され又は記録されたモニター等を介して視認することができる電磁的データであって、それによって、特定の個人若しくは物を識別することができるものをいう。

（3）公共空間

公共空間とは、道路、公園、広場、地下道、など、不特定多数の者が自由に利用又は通行できる空間をいい、学校、金融機関の店舗、小売店舗、映画館、レジャー施設、ホテル、鉄道駅等の施設は除くものとする。

3 管理責任者の指定

設置者等は、見守り防犯カメラを設置、運用するに当たって、その適切な管理を図るため、管理責任者を指定するものとする。

4 見守り防犯カメラ設置の表示

見守り防犯カメラを設置するに当たっては、設置箇所周辺の見やすい場所に、見守り防犯カメラが設置されている旨や管理団体名称等をわかりやすく表示するものとする。

5 見守り防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲

（1）設置の原則

- ① 見守り防犯カメラは、このガイドラインの目的を十分に考慮するとともに、周辺住民の理解を得たうえで設置しなければならない。
- ② 設置者等は、特定の個人若しくは物を遠隔操作等で継続して追跡撮影するなどの使用はしてはならない。

(2) 不必要な個人画像の撮影禁止

見守り防犯カメラの設置に当たっては、住宅内部の私的空間など不必要な個人画像が撮影されないようにしなければならない。

(3) 住民の同意

設置者等は、見守り防犯カメラの撮影範囲内に、住宅（空き家を除く）の敷地がある場合には、その住宅で生活する者の同意がなければ見守り防犯カメラを設置することができない。

6 画像データの保存・取扱い

(1) 取扱担当者の指定

設置者等は、必要であると判断する場合、見守り防犯カメラ及びそのモニター、録画装置、付属機器等の操作を行う取扱担当者を指定するものとする。

管理責任者及び指定された取扱担当者以外の者は、当該機器の操作をしてはならない。

(2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損、流出、改ざん等の防止その他安全管理を徹底するため、保存期間は、原則としておおむね1か月以内で必要な期間を定め、不必要な画像データの保存をしてはならない。

(3) 画像データ等の厳重な管理

見守り防犯カメラのモニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体（ビデオテープ、DVD、SDカード、ハードディスク等）や記録用のパーソナルコンピュータ等については、管理担当者や取扱担当者以外の者が容易に見渡し又は立ち入ることができない施錠ができる室内又は施設等で厳重に管理することとし、画像の複写、加工及び外部への持ち出しはしてはならない。

(4) 画像データの消去

① 保存期間が終了した画像データは、直ちに消去するものとする。

② 記録媒体等を廃棄する場合は、画像データの漏えい、滅失、き損、流出、改ざん等の防止のため、物理的に読み取りが行うことがないように、破碎、裁断等の処置を行うこととする。

(5) 秘密の保持

見守り防犯カメラの管理責任者及び取扱い担当者は、画像及び画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

7 画像データ等の外部提供

設置者等は、画像及び画像データを、犯罪防止以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 警察等の捜査機関から、犯罪捜査目的による要請を受けた場合。
ただし、捜査機関が画像の提出を求めるときは文書によるものとする。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められる場合。
- (4) 本人の同意がある場合、又は本人に提供する場合。
この場合において、提供する画像データは、保存期間内のものとし、当該画像に本人以外の者が写っていた場合は、その者の画像を除去した後に提供するものとする。

8 苦情等の処理

設置者等は、当該見守り防犯カメラの設置、運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速な対応に努めなければならない。

9 その他

設置者等は、このガイドラインが示す基準に則った見守り防犯カメラの設置及び運用が行われるよう、設置や運用に関する規程（以下「管理規程」という。）を策定するとともに、管理規程が遵守されるよう、管理責任者や取扱担当者に対する周知徹底を図るものとする。

また、見守り防犯カメラの管理業務を事業者に委託する場合は、委託事業者に対し、当ガイドラインで示した管理、運用規程を徹底させるものとする。

3 4つの事例で理解するガイドラインのツボ

事例 ① 見守り防犯カメラの目的のツボ

ある町内会の町内会長Aは、日ごろからゴミ出しのマナーが悪い住民や犬のフンを始末しない通行人を何とかできないかと相談を受けていた。そこで、町内会長Aは、藤枝市の見守り防犯カメラの補助金制度を使って、防犯カメラを設置しようと考えた。町内会長Aが申請しようとする防犯カメラは、同補助金制度の対象と言えるか？

→ いえません。

補助金制度の対象となる防犯カメラの目的は犯罪の防止です。確かに、ゴミ出しマナーの悪い住民や犬のフンの未始末は大迷惑ですが、補助の対象としての「犯罪」とは残念ながら言えません。よって、そのような行為を防止するための防犯カメラの設置については、補助の対象にはなりません。

事例 ② 見守り防犯カメラ設置のツボ

住民Xは、日ごろから自治会活動に批判的で、地区の集会に参加しては議論を紛糾させる人物である。自治会長Aと役員B・Cらは、そのようなXの態度に苦慮していた。この自治会では、帰宅途中の女性を狙った犯罪が発生していることから、自治会長Aらは、市の補助金を使って防犯カメラを設置しようと考えた。しかし、防犯上、最も有効な場所にカメラを設置すると、X宅の敷地の一部が写ってしまう。自治会長Aらは、どうせXに相談しても反対されるだけだと考え、Xの同意のないまま防犯カメラを設置してしまった。このように同意を得る相手が自治会活動に非協力的なXのような人物であった場合は、例外的に同意を得なくても補助対象の防犯カメラを設置できるか？

→ できません。

見守り防犯カメラの設置に当たっては、住宅内部の私的空間など不必要な個人画像が撮影されないようにしなければなりません。そして、設置者等は、見守り防犯カメラの撮影範囲内に、住宅（空き家を除く）の敷地がある場合には、その住宅で生活する者の同意がなければ見守り防犯カメラを設置することができません。これは当該住宅敷地の大きさによっては、その家の住人の生活の様子がわかってしまい、プライバシーを侵害するものとなってしまいますからです。住人には様々な考えをもっている方がいます。しかし、どのような考えをもっているにせよその方のプライバシー侵害を正当化することはできません。そして、そのことは、本事例のように防犯上の必要がある場合であっても同じです。

事例 ③ 見守り防犯カメラ運用のツボ

男子高校生のAは、下校中に近所に住む高齢者BCDから声をかけられた。三人はニヤニヤしながらAに近づき「A君、この前一緒に女の子は彼女？青春だね～、俺もそんなときあったな～」などと言った。Aが驚いた顔をしていると、「防犯カメラの映像は、まるでテレビドラマみたいだったよ。もう、5人ぐらいに言いふらしたよ。またみんなで楽しませてもらうね！がんばってね！」と三人は好き放題言ったあと、ふれあい広場にグラウンドゴルフをやりに行ってしまった。どうやらこの町内会では、誰でも防犯カメラの映像を観ることができるようになっているようだ。防犯カメラのこのような利用は、世代間のコミュニケーションが活性化するので許容されるといえるか？

→ 許容されるとはいえません。

画像及び画像データは、犯罪捜査への協力等正当な理由がなければ見ることはできません。そして、見守り防犯カメラ本体やモニター等の附属物を、管理責任者及び指定された取扱担当者以外の者が、操作をすることはできません。もっとも、画像等の閲覧は、それらの者と一緒であれば他の者でも可能です(もちろん正当な理由が必要)。閲覧者は、画像及び画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはいけません。

また、見守り防犯カメラのモニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体(ビデオテープ、DVD、SDカード、ハードディスク等)や記録用のパソコンなどは、管理責任者や取扱担当者以外の者が、それらの者の立会いなく見ることができないよう施錠ができる室内又は施設等で厳重に管理しなければなりません。

事例 ④ 見守り防犯カメラデータ提供のツボ

ある自治会は、市の補助金を使って防犯カメラを設置した。地元の警察署の刑事課は、カメラの管理責任者である自治会長Aに対してその防犯カメラの画像データを毎月提供してほしいと依頼した。このような警察の依頼を受けた場合、自治会長Aはその依頼に応じで毎月画像データを提供しなければならないか？

→ 提供する必要はありません。

警察等の捜査機関から、犯罪捜査目的であるという理由で画像データ提出の要請を文書で受けた場合、その自治会・町内会は、見守り防犯カメラで撮影した画像データを提供することができます。もっとも、ここでいう「犯罪捜査目的」とは、「●年●月●日に発生した●●事件の捜査に必要」といえる程度に特定されていなければなりません。とりあえず画像データがほしいというような要請は、プライバシー保護の観点からたとえ警察であっても許容されません。

4 「管理規程」参考例

■■■自治会が設置する見守り防犯カメラ管理規程

(目的)

第1条 この管理規程は、■■■自治会が、×××地域に設置する見守り防犯カメラについて街頭での犯罪防止と個人のプライバシーを保護との調和を図ることをもって、見守り防犯カメラの適切な管理運用を行うことを目的とする。

(見守り防犯カメラ設置の目的)

第2条 この管理規程で定める見守り防犯カメラは、×××地域における犯罪防止のために設置する。

(見守り防犯カメラの設置概要)

第3条 見守り防犯カメラは、次に掲げる場所に設置する。

	所在地
1	藤枝市××1丁目-2-3 地先
2	藤枝市××4丁目-5-6 地先

2 モニター、録画装置及びその他の機器一式は、次に掲げる場所に設置する。

所在地	藤枝市××2丁目7-8
施設名等	××集会所

(見守り防犯カメラの設置及び利用)

第4条 見守り防犯カメラの設置及び利用に当たっては、設置目的を達成するために設置箇所及び撮影範囲が必要最小限となるようにし、特定の個人若しくは物を遠隔操作等で継続して追跡的に撮影することがないようにする。

2 見守り防犯カメラの設置者(以下「設置者」という。)は、設置した見守り防犯カメラの周辺の見えやすい場所に、次の事項を表示する。

(1) 「防犯カメラ設置中」等の見守り防犯カメラ設置していること。

(2) 設置団体の名称

(防犯カメラの管理責任者等の指定)

第5条 設置者は、その適切な管理を図るため管理責任者を指定し、管理責任者は、見守り防犯カメラの機器の操作や画像の視聴等を行う取扱者を指定する。

2 設置者は、前項に掲げる者のほか画像を視聴できる者を数名指定することができる。

3 前二項に掲げる管理責任者等は、次に掲げる者とする。

	役職	氏名
管理責任者	○×町内会長	▲▲ ●●
取扱者	×■町内会長	■ ■ ▲▲
視聴できる者	●×町内会副会長	●● ■■

(画像の保存及び取扱い)

第6条 設置者、管理責任者及び取扱者(以下「設置者等」という。)は、画像の漏えい、滅失、き損、流失、改ざん防止等の安全管理のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 画像等は撮影時のままで保存することとし、加工してはならない。
- (2) 画像の記録された媒体は、防護された場所で厳重に管理し、第7条に定める場合を除き、外部へ持ち出してはならない。また、記録媒体を持ち出す場合は、施錠可能なカバン等を使用して盗難・紛失等に留意し、常時携行しなければならない。
- (3) 画像の保存期間は、●●とする。
- (4) 保存期間が経過した画像は、直ちに消去する。
- (5) 画像の記録媒体の廃棄は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像を復元不可能な方法により消去する。

(画像の利用及び提供の制限)

第7条 設置者等は、画像を第2条に定める設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 警察等の捜査機関から、犯罪捜査目的による要請を受けた場合。
ただし、捜査機関が画像の提出を求めるときは文書によるものとする。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められる場合。
- (4) 本人の同意がある場合、又は本人に提供する場合。
- (5) 設置者等が管理上、特に必要であると認める場合

(苦情等の処理)

第8条 苦情や問い合わせには、設置者等が、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(その他)

第9条 設置者等は、防犯カメラ機器の日常の維持管理及び廃止後の撤去に関しても、適切に対処するよう努めなければならない。

2 この規程に記載されていない事項については、「藤枝市見守り防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に準じて取り扱う。

附則

この規程は、 年 月 日から施行する。